

○障害者手帳及び手当事務等について

愛知県福祉局福祉部障害福祉課 医療・給付グループ

1 障害者手帳について

手帳の申請窓口は市町村役場です。

手帳は、各種の福祉サービスを受けるために、障害がある事を証明するものです。

(1) 手帳の種類

ア 身体障害者手帳（根拠：身体障害福祉法）

1 級～6 級（肢体不自由においては、7 級に該当する障害が 2 以上重複する場合は 6 級とする。）

- ①視覚障害
- ②聴覚又は平衡機能の障害
- ③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ④肢体不自由
- ⑤内部障害（心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害（ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害））

イ 療育手帳（根拠：「療育手帳制度について」厚生事務次官通知）

A：IQ おおむね 35 以下（1 級～3 級に該当する身体障害者にあつては IQ おおむね 50 以下）

B：A に該当する者を除き、IQ おおむね 50 以下のもの

C：A 及び B に該当しないもの（IQ75 以下）

- ①知的障害者

※都道府県、指定都市により名称、等級区分が異なる

ウ 精神障害者保健福祉手帳（根拠：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）

(2) 各手帳の手続きの流れ（名古屋市及び中核市は一部異なることがあります）

ア 身体障害者手帳

- ①本人（保護者）から市町村役場に申請

＜申請に必要な書類等＞

- 身体障害者手帳交付申請書
- 身体障害者指定医の意見を付した診断書
- 写真（上半身・正面・脱帽・1 年以内のもの・縦 4 cm×横 3 cm）
- 印鑑（自署の場合は不要）
- 個人番号（マイナンバー）の番号確認及び身元確認ができる書類

②市町村役場から中央、西三河、東三河児童・障害者相談センターに送付

③判定の結果、該当する方に手帳を交付

※判定困難なケースについては、愛知県社会福祉審議会（身体障害者福祉専門分科会審査部会：2か月に1回開催）に諮問のうえ決定します。

イ 療育手帳

①本人（保護者）から市町村役場に申請

＜申請に必要な書類等＞

○療育手帳交付申請書

○写真（上半身・正面・脱帽・縦4cm×横3cm）

○印鑑（自署の場合は不要）

○個人番号（マイナンバー）の番号確認及び身元確認ができる書類

②市町村役場から児童・障害者相談センター（18歳以上）又は児童相談センター（18歳未満）に送付

※一部の市町村では、18歳未満の方についても児童・障害者相談センターが所管

③判定の結果、該当する方に手帳を発行

ウ 精神障害者保健福祉手帳

【注意事項】

障害者手帳事務において、申請者のマイナンバーの確認が不十分な事例がありました。

マイナンバー取扱事務の詳細については「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を参考にして適切な事務に努めてください。

2 特別児童扶養手当について（根拠：特別児童扶養手当等の支給に関する法律）

(1) 対象者

20歳未満の障害児を監護又は養育されている方（父又は母以外の者が養育している場合対象児と同居し、かつ、その生計を維持していること。）

※障害児とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表3に該当する者で、障害の状態により1級と2級に区分けされます。

1級：IQ35以下程度若しくは身体障害1～2級程度の方又は、同程度の障害若しくは病状を有する方

2級：IQ50以下程度若しくは身体障害3級(4級の一部含む)程度の方又は、同程度の障害若しくは病状を有する方

※以下の者は対象になりません。

・障害児が日本国内に住所を有しないとき

・障害を支給事由とする年金たる給付（障害基礎年金、障害年金等）で、政令

で定めるものを現に受給する者

- ・当該父母等が、日本国内に住所を有しないとき
- ・障害児が児童福祉施設等に入所したとき

(2) 手当額

1 級：月 56,800 円（R7.4 月分から変更）

2 級：月 37,830 円（R7.4 月分から変更）

(3) 事務手続きの流れ

①申請者は市町村役場に認定請求書等を提出

＜申請に必要な書類＞

- 認定請求書
- 戸籍謄本（抄本）
- 世帯全員の住民票写し（番号法の規定による情報照会により、原則省略可能）
- 課税証明書（番号法の規定による情報照会により、原則省略可能）
- 障害認定診断書（障害別、省略できる場合がある）等

②市町村役場は請求にかかる事実を審査し、認定機関（県福祉相談センター）に進達し認定を受けます。

(4) 支給時期

- ・定期払い（前月までの4か月分を支給）⇒4月、8月、12(11)月
- ・随時払い（死亡・転出等喪失に伴う前月までの未払い分を支給）⇒毎月

(5) 留意事項

- ・所得制限があります。
- ・障害の状態により認定期間（1～3年間）が定められています。（一部を除く）
- ・名古屋市を除く市町村分は県福祉相談センターで認定事務を行います。

3 特別障害者手当等について

(1)「特別障害者手当等」とは・・・

- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当
- ・経過的福祉手当

上記3つの手当の総称です。

【目的】

障害者の所得補償の一環。

在宅の特別障害者に対し、著しく重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図

の一助として、手当を支給することにより、特別障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。

【経緯】

従前、在宅の重度障害者に対して、国の制度として福祉手当制度が存在していたが、昭和 61 年 4 月に障害基礎年金の創設とともに福祉手当は廃止となったため、その福祉手当制度を再編する形で創設されました。

(2) 支給対象者・支給額について

ア 特別障害者手当

【対象者】

「特別障害者」を対象とします。「特別障害者」とは、20 歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいいます(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「法」という) 2 条 3 項)。

具体的には法施行令に基準が示されています。おおまかにいえば、以下のとおり身体障害者手帳 2 級以上の障害に種々の障害が重複している者です。

- ・身体障害 2 級（一部を除く。）以上の障害を重複して有する方
- ・身体障害 2 級（一部を除く。）以上の障害を有する方で、IQ20 以下の方又は常時介護が必要な精神障害を有する方
- ・身体障害 2 級（一部を除く。）以上の障害を有する方又は IQ20 以下の方もしくは常時介護が必要な精神障害を有する方で、他に身体障害 3 級相当の障害を 2 つ以上有する方
- ・身体障害 2 級（一部を除く。）以上の障害を有する方又は IQ20 以下の方もしくはこれと同程度の障害又は病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方

【支給額】

国制度：月 29,590 円

県上乘せ分：特に重度な方に、国制度分に加算して手当を支給します。

① 身体障害 1～2 級の障害を有し、IQ35 以下の方：月 6,850 円

② 身体障害 1 級又は 2 級の障害を有する方又は IQ35 以下の方：月 1,050 円

イ 障害児福祉手当

【対象者】

「重度障害児」を対象とします。「重度障害児」とは、障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいいます（法 2 条 2 項）。

基準は法施行令に示されていますが、おおまかにいえば、以下のとおりです。

- ・身体障害 1 級（2 級の一部を含む。）程度の障害を有する方

- ・ IQ20 以下の方
- ・ 上記と同程度の障害又は病状で、常時介護が必要な方

【支給額】

国制度：月 16,100 円

県上乗せ分：特に重度な方に、国制度分に加算して手当を支給します。

- ① 身体障害 1～2 級の障害を有し、IQ35 以下の方：月 6,900 円
- ② 身体障害 1 級又は 2 級の障害を有する方又は IQ35 以下の方：月 1,150 円

【注意事項】

在宅重度障害者手当を受給している方で、療育手帳の再判定により IQ 値が 20 以下になり、障害児福祉手当の受給要件を満たしているにもかかわらず、当手当の案内が行なわれなかった事例が複数確認されました。

既に手当を受給している方でも、障害者手帳の交付や変更等により、他の手当の支給要件を満たすことがありますので、各市町村におかれましては、受給資格者の把握に努め、受給資格を有する方に対しては、申請を指導し、手当支給に遺漏がないよう注意してください。

ウ 経過的福祉手当

【受給者】

昭和 61 年 3 月 31 日において 20 歳以上の、従来の福祉手当の受給者のうち、特別障害者手当と障害基礎年金の受給対象にならない方。

【支給額】

国制度：月 16,100 円

県上乗せ分：特に重度な方に、国制度分に加算して手当を支給します。

- ① 身体障害 1～2 級の障害を有し、IQ35 以下の方：月 6,900 円
- ② 身体障害 1 級又は 2 級の障害を有する方又は IQ35 以下の方：月 1,150 円

(3) 支給時期

- ・ 定期払い（前月までの 3 か月分を支給）⇒5 月、8 月、11 月、2 月
- ・ 随時払い（資格喪失に伴う未払い分を支給）⇒毎月

(4) 所得による支給の制限について

一定以上の所得を有する受給者（あるいは扶養義務者・配偶者が一定以上の所得を有する受給者）に対しては、手当の支給の制限を行っています（法 20 条、21 条、26 条の 5、国民年金法等の一部を改正する法律第 97 条 2 項）。基準額以上の所得がある場合には、その年の 8 月から翌年の 7 月まで手当の支給を停止します。

(5) 施設入所等による資格喪失

特別障害者手当等は、在宅の重度障害者を対象に支給するものであるため、特定の

施設に入所している場合、資格喪失となります（法 26 条の 2）。

【資格喪失となる例】

- ・継続して 3 か月を超えて入院した場合
- ・身体障害者福祉法等に規定する施設に入所した場合

(6) 認定事務に当たって

受給資格者として手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければなりません（法 19 条、26 条の 5）。

【必要書類】

＜申請に必要な書類等＞

- 特別障害者手当認定請求書
- 受給資格者に係る医師の診断書
- 特別障害者手当所得状況届
- 戸籍謄本（抄本）
- 世帯全員の住民票写し（番号法の規定による情報照会により、原則省略可能）
- 受給資格者及び扶養義務者等の所得についての書類

4 在宅重度障害者手当について（根拠：愛知県在宅重度障害者手当支給規則）

(1) 手当の概要

在宅の重度障害者（児）に対し、障害によって生じる特別な負担を軽減するために支給する手当。愛知県独自の制度として昭和 45 年度に創設しました。

(2) 支給対象・支給額

身体障害者、知的障害者で重度の障害がある方を対象とします。

- ・身体障害者手帳 1～2 級で IQ35 以下の方（1 種）：月 15,500 円
- ・身体障害者手帳 1～2 級の方、IQ35 以下の方又は身体障害者手帳 3 級で IQ50 以下の方（2 種）：月 6,750 円

ただし、以下の者は対象となりません。

- ・特別障害者手当等受給者
- ・病院等に継続して 3 か月を超えて入院している者
- ・施設に入所している者
- ・予防接種法の規定による障害年金の受給者
- ・65 歳以上の新規障害者（2 種のみ）

(3) 支給時期

年 3 回（4 か月分支給）⇒4 月、8 月、12 月

(4) 所得制限

特別障害者手当等と同様に所得制限があり、基準額以上になるとその年の8月から翌年7月までの間、手当の支給が停止となります。

(5) 認定手続き等について

受給資格者として手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、愛知県知事の認定を受けなければなりません。

また、受給資格者からの申請書類は市区町村役場にて受付を行います。

○併給制限について

手当の名称	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1 特別障害者手当		×	×	×	○	○	○	○	○	○
2 障害児福祉手当			×	×	○	○	○	×	×	—
3 経過的福祉手当				×	○	○	○	×	×	×
4 在宅重度障害者手当					○	○	○	○	○	○
5 特別児童扶養手当						○	○	△	△	—
6 児童扶養手当							○	△	△	○
7 遺児手当								×	×	○
8 障害基礎年金									△	×
9 障害厚生年金										×
10 特別障害給付金										

※○は併給可、×は併給不可、△は一部併給不可を表しています。

6 自立支援医療（育成医療・更生医療）について

身体障害者、身体に障害のある児童及び精神障害者の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療給付を行うことにより、障害の早期治療を促し、発生防止、再発防止又は軽減を図る制度です。

所得制限があります。

（根拠：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法））

(1) 種別

ア 育成医療

身体に障害のある18歳未満の児童（筋短縮症患者は、年齢制限なし）であって、そのまま放置すると将来において障害を残すと認められる児童のうち、確実な治療効果が期待できる者に対し、生活能力を得るために医療費を給付する制度です。

イ 更生医療

身体障害者（18歳以上）の障害を軽減し、日常生活能力の回復を目的とする更生医療の給付を行う市町村に対して、費用の一部を負担しています。

●対象となる医療の例

障害区分	原因疾病等	医療内容等
視覚障害	角膜混濁 白内障 網膜はく離 瞳孔閉鎖症	角膜移植術 水晶体摘出術 網膜はく離手術 虹彩切除術
聴覚・平衡機能障害	外耳性難聴 鼓膜穿孔 内耳性難聴	形成術 穿孔閉鎖術 人工内耳手術
音声・言語・そ しゃく機能障 害	口蓋裂 唇顎口蓋裂 外傷性等の発音構語障害 精神性ショック等により生じ た機能的言語障害	口蓋形成術 歯科矯正治療 形成術 薬物療法・心理療法
肢体不自由	麻痺障害 関節拘縮・関節硬直	理学療法・作業療法 関節受動術、関節形成術、人工関節置換 術、義肢装着のための切断端形成術
心臓機能障害	先天性心疾患 心臓弁膜症 後天性心疾患	心房・心室中隔欠損閉鎖術 弁置換術 ペースメーカー埋込み術
腎臓機能障害	慢性腎不全	人工透析療法、腎移植術
小腸機能障害	小腸大量切除 小腸疾患による小腸機能不全	中心静脈栄養法
肝臓機能障害	慢性肝不全	肝臓移植術
免疫機能障害	H I V感染	抗H I V療法、免疫調整療法

※内臓障害（手術により障害の除去又は軽減が見込まれるもので、いわゆる内
科的治療のみのものは除かれます。）

※臨床症状がなくなり（消退）、永続するようになった障害そのものに対する
給付制度で、疾病を対象とする一般医療は対象外です。

(2) 各事務手続きの流れ

①本人又は保護者から市町村役場に交付申請

＜申請に必要な書類＞

○申請書

○指定医療機関で育成医療又は更生医療を主として担当する医師の意見書

○所得が確認できる書類等

②市町村から中央、西三河、東三河児童障害者相談センターに判定依頼

③中央、西三河、東三河児童障害者相談センターから判定書を交付

④市町村役場が支給決定を行い、申請者に受給者証を交付（受診者ごとに原則1 か所を指定）

⑤県が指定する指定医療機関で受診

⑥指定医療機関から国民健康保険連合会又は社会保険支払基金に請求

⑦国民健康保険連合会又は社会保険支払基金から市町村に請求

※②、③は更生医療のみ

7 心身障害者扶養共済について

障害者を保護している方（保護者）が健康なうちに掛金を拠出し、保護者が死亡したり重度障害となった場合、障害者に年金を支給する制度です。

加入できるのは、次のいずれか該当する方を保護している方で、特別な疾病や障害を有せず、扶養保険契約の対象となることができる 65 歳未満の方です。

①知的障害者

②身体障害者（身体障害者手帳を所持し、その障害程度が 1～3 級の方又は③に該当する方）

③精神又は身体に永続的な障害がある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等）でその障害程度が①又は②と同程度と認められる方

(1) 根拠

愛知県心身扶養共済制度条例（実施主体は、都道府県、政令都市の全国制度）

※都道府県・指定都市と独立行政法人福祉医療機構と保険約款を結び、機構がとりまとめて保険会社（10 社共同）と一括契約を締結

(2) 掛金

加入時の加入者（保護者）の年齢によって異なります。

- ・一口当たり：月 5,600 円～23,300 円

（H20.4 以降の新規加入は、1 口当たり：月 9,300 円～23,300 円）

- ・二口まで加入可能です。

- ・20 年以上（昭和 61 年 3 月 31 日以前に加入した方については 25 年以上）継続して加入し、加入者が 65 歳に達した場合は、それ以降の最初の加入応答月から以後の掛金が免除されます。

- ・市町村民税非課税世帯等の世帯については、掛金の減免制度があります。

なお、毎年 6 月下旬に県福祉相談センターから掛金免除について依頼がありますので、全ての加入者について掛金免除の対象となるか確認をお願いします。

(3) 支給額

＜加入者が死亡又は重度障害＞

年金：一口当たり月 20,000 円

＜1 年以上加入した後、加入者より先に障害者が死亡した場合＞

弔慰金：H20.3 までの加入者一口当たり：30,000 円～150,000 円

H20.4 以降の加入者一口あたり：50,000 円～250,000 円

＜5 年以上加入した方が脱退した場合＞

脱退一時金：H20.3 までの加入者一口当たり：45,000 円～150,000 円

H20.4 以降の加入者一口あたり：75,000 円～250,000 円